

(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十七条 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を削る。

附則第三条及び第四条を削る。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十八条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四条を次のように改める。

第四条 削除

(旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十九条 旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第一条 削除

附則第一条第二号を次のように改める。

二 削除

附則第八条を次のように改める。

第八条 削除

(刑法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十条 刑法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条のうち組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二項第一号イの改正規定、同法別表第一第四号中「ト」を「ル」に改め、同号ト中「ヘ」を「又」に改め、同号中トを「ル」とし、ヘを「又」とし、ホを「ト」とし、ヘの次にトからリまでを加える改正規定、同表第四号二の次にホを加える改正規定、同表中第六号を第十号とし、第五号を第六号とし、同号の次に三号を加える改正規定、同表第四号の次に一号を加える改正規定及び同法別表第二第八号の改正規定を削る。

附則第一条第四号を次のように改める。

四 削除

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

附則第五条を次のように改める。

第五条 削除

附則第九条を次のように改める。

第九条 削除

(不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十一条 不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を削る。

附則第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

附則第五条中「前三条」を「附則第二条」に改める。
附則第六条中「平成五年旧実用新案法」を「特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法」に改める。

附則第十三条及び第十四条を削る。

(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十二条 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第百四十四号から第十六号まで及び第二十号の改正規定並びに同表に一号を加える改正規定を削る。

第百四十五号第二項を削る。

附則第三号を削る。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三十三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律百十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項を削る。

(関税定率法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十四条 関税定率法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五条を次のように改める。

第五条 削除

(一般社団・財団法人法等整備法の一部改正)

第三十五条 一般社団・財団法人法等整備法の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(意匠法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十六条 意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号を削る。

附則第二条第三項中「一部施行日以後」を「前条第二号に定める日(以下「一部施行日」という)以後」に改める。

附則第九条及び第十条を次のように改める。

第九条及び第十条 削除

附則第十二条中「平成五年旧実用新案法」を「特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法(以下「平成五年旧実用新案法」という)」に改める。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

(証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十七条 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号を次のように改める。

二 削除

附則第三条から第六条までを次のように改める。

第三条から第六条まで 削除